

払戻金制度

返戻金制度に関する事項

株式会社JOB HOPE の紹介により入社した者が入社 6 カ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還するものとする。

- | | |
|--------------------------------|------|
| (1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 100% |
| (2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用が終了した場合 | 50% |
| (3) 入社後 3 ヶ月超 6 ヶ月以内に雇用が終了した場合 | 15% |

返戻金制度は有料職業契約書により別の定めをする場合がある。

また本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇以外の事由については上記制度適用外とする。

株式会社 JOB HOPE